

「要支援妊産婦サポート体制整備モデル事業」の概要

出産後の子育てについて不安のある妊婦やその家族を支援するため、福井県済生会病院に専門の相談員を配置し、出産後の生活に必要な支援の紹介や調整を行っています。

- 実施主体 福井県（福井県済生会病院に委託）
- 開始時期 平成29年7月1日
- 内 容 福井県済生会病院内に相談員を配置し、相談対応、カウンセリング、適切な支援機関の紹介を行う
- 対 象 者 出産後の子育てに不安がある妊婦・家族
妊婦健診を受けずに出産した産婦・家族 など
- 相談窓口 福井県済生会病院よろず相談外来（南館1階）
受付時間 平日8時30分～17時
電話番号 0776-28-8185（直通）
- 支援機関 市町（児童福祉担当課、母子保健担当課、生活保護担当課）、警察、弁護士、ハローワーク、児童相談所 等

イメージ図

